

会議録

会議の名称	平成22年度 第3回西東京市子ども福祉審議会
開催日時	平成23年1月14日（金曜日） 13時から14時45分まで
開催場所	田無庁舎202会議室
出席者	出席者：森田会長、猪原副会長、杉原委員、竹中委員、濱野委員、古川委員、森崎委員、加藤委員 欠席者：小林委員、齋藤喜親委員、齋藤睦委員、松島委員、諸岡委員、長谷川委員 事務局・職員：子育て支援部長 大川、子育て支援課長 森下、保育課長 森本、子育て支援部主幹 神谷、児童青少年課長 齋藤、子ども家庭支援センター長 西谷、事務局（子育て支援課調整係長 倉本、児童青少年課 児童青少年係長 齋藤）
議題	1 審議 西東京市学童クラブ育成料等について 2 報告 (1) 「こどもの発達センターひいらぎ」と「心身障害児通所訓練施設ひよっこ」の事業統合について (2) 保育園の現状について (3) ひばりが丘児童センター・下保谷児童センターについて
会議資料の名称	1 西東京市学童クラブ育成料等について（答申案） 2 平成23年度からの「ひよっこ」事業について（案） 3 西東京市子どもの権利に関する条例Q&A 4 平成23年4月に向けた保育園の現状について
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>○森田会長： ただいまから子ども福祉審議会を始める。 事務局からこれまでの経過と答申案について説明をいただきたい。</p> <p>○齋藤児童青少年課長： 以下の経緯を説明。 1 西東京市の育成料等決定の経緯 2 育成料と間食費の区分 結論としては、西東京市は26市中ほぼ中位に位置し、26市ともに育成料を改定していないことから現状維持としたい。</p> <p>○森田会長： 保護者会として答申案についてどのような議論があったか等ご意見をいただきたい。</p> <p>○加藤委員：</p>	

まず、2点確認させていただきたい。1点目が夏に試行で午前8時15分から開所したが、簡単に報告をいただきたい。また、前回の議会でそのコストが36万円という回答があったが、この件について確認させていただきたい。

2点目として、保育園を利用している家庭は、学童クラブを利用することが多いと思われるが、現在保育園で延長保育を利用している割合を教えてください。

○森田会長：

今お話があったのは、延長時間等のことである。まず、今回の諮問に基づいて育成料について決定し、検討課題として延長時間について話を進めていきたい。答申についてはいかがか。

○加藤委員：

保護者側としては現状維持で問題はない。

○森田会長：

答申としてこれでよろしいか。

○全員：

異議なし。

○森田会長：

私のほうから市長へ答申する。

次に今年試行的に実施した時間延長について、効果、課題、次年度以降の方向性を説明願いたい。

○事務局：

前回の議会でコストについて、嘱託員の時間外単価に15分延長、1人、26施設、35日換算で36万円という試算を出した。また、試行実施後、嘱託員にアンケートをおこなった。嘱託員83名のうち、夏季の学童クラブ事業について午前8時15分から勤務することが可能であると回答したものは68名、できないと回答したものは5名、無回答10名であった。さらに、勤務時間をずらして勤務できると回答したものは28名、できないと回答したものは44名であった。時間をずらした勤務では保育の質が下がるので、時間外での対応をしてもらいたいとの意見が大半であった。また、周知期間が短かったこともあり、全体の利用率としては、22.5パーセントであった。今後も試行を実施しながら方向性を検討していきたい。

○森田会長：

午後6時まで利用している子供の数は把握しているか。

○事務局：

午後5時まで利用の方が大半である。

○森田会長：

この問題を保護者はどのように考えているのか。

○加藤委員：

サービスとして要望しているが、時間延長が実施されるのであれば育成料に反映する必要があると考えている。

○森田会長：

3年後の育成料の見直しの際に、時間と保育料の負担のこと、嘱託職員のあり方について検討することを引き継ぎたい。

○加藤委員：

保護者によっては、ずれ勤務により保育の質が下がるよりは嘱託員が働きやすい方向がよいという意見もある。労使交渉も引き続き行っていると聞いているが、嘱託員の5年雇用止めと昇給の見直しはどのようになっているのか教えてほしい。

○森田会長：

この部分は労使交渉の部分であり、今後、担当課に嘱託員制度のあり方を検討してもらおうこととしたい。

○加藤委員：

利用者からの要望を審議会の中で議論することは可能か。

○森田会長：

現在はできない。今後、評価システムを検討していくなかで対応していくこととなる。

次に報告をお願いしたい。

2 報告

○西谷子ども家庭支援センター長：

資料2説明。

子どもの発達支援センターひいらぎとひよっこは、2つとも子ども家庭支援センターの所管となる。事業開始は、平成23年4月1日の予定である。

主に4、5歳児については、西原保育園の統合保育を活用し、経験や訓練を積む場とし、また、低年齢の子供については、ひいらぎの機能を生かしたていねいな療育や訓練をしていくこととなる。

来年度以降、更に就学前障害児通所保育事業について検討を進めてまいりたい。

○神谷子育て支援部主幹：

資料4説明。

○森田会長：

私立認可保育園について。建物をつくるにあたって市の予算を使っているか。

○神谷子育て支援部主幹：

安心こども基金を活用している。

○森田会長：

私立認可保育園と認証保育所の開設により受入れ人数はどうか。

○神谷子育て支援部主幹：

0歳から2歳の受け入れ人数は179人の増となる。

○杉原委員：

今現在の0歳から2歳の定員は。

○森本保育課長：

全体で977人である。

○杉原委員：

2割程度増やしていることになるが、これでどのようになるか。

○神谷子育て支援部主幹：

今年の申し込みの傾向は、0歳児での申し込みが増えている。

○杉原委員：

小児科医としては育児休暇をきちんととり、子育てをしてもらいたい。最低1歳になってから保育園に預けてほしいと思う。保育園の1歳児の定員を増やすというのはどうか。

○森田会長：

江戸川方式では、公立保育園では0歳児を受け入れない。1歳から受け入れる。その代わり0歳児には乳児養育手当を出している。西東京市のような地域は、人口が移動するので、ここだけでやってどうなるものではない。西東京市は、保育所をきちんと整備している自治体である。これで人口の3割近くを整備したことになる。自治体によってかなり性格が違う。

誰でも自由に入れるようになるには人口の50パーセントが必要。1人増やすと100万円超過負担となる。コスト削減にも限界がある。どこまで負担増を持ちこたえられるか。

保育ママについて。すでに事故が起きている。西東京市にふさわしい指導体制をお願いしたい。地域支援事業と連動させれば、そう難しいことではない。基幹型ネットワークに保育ママをきちんといれてもらいたい。

次にひばりが丘児童センター・下保谷児童センターについて。

○齋藤児童青少年課長：

ひばりが丘児童センターと下保谷児童センターは、平成23年4月から民間委託をする。ひばりが丘児童センターは、特定非営利活動法人子どもアミーゴ西東京に委託する。下保谷児童センターは、株式会社子どもの森に委託する。2月から業務の引継ぎを開始し、4月からの運営がスムーズに行われるようにしたい。

○森田会長：

ひばりが丘児童センターの建物では、そよかぜ保育園を運営するたつの子会と一緒に事業を行うことになる。児童センターと保育園で一体型の運営ができるよう要請していただきたい。

○森下子育て支援課長：

資料3説明。

市民レベルの機運を高めることが大事だと考えている。

○森田会長：

市民合意とは、何をもって合意とするのか。

○森下子育て支援課長：

最終的には、議会で可決されること。子供参加を丁寧に行っていきたい。

○森田会長：

具体的な事柄として示してもらいたい。

○猪原副会長：

前文や条立ての作業は進めてはどうか。条例の形にしないと深い議論ができない。市民合意も大事だが、最終的には議会に通るかどうかである。議会ではどこが問題になりそうなのか、そのことについて市はどのような姿勢なのか、それをまとめて、議会との合意形成に向けての意見交換のようなものはできないか。

議会での質問などをみていると、子どもの権利についての理解が行き届いておらず、やや誤解されているところがある。そのあたりを解消していかなくてはいけない。

権利と義務が一体となっているような意見や、権利を与えるとわがままになり家庭や学校での指導ができなくなるという意見がある。これらは、努力すれば解消できると思う。

○古川委員：

これまで子供ヒアリングなどはかなり進めてきてた。市長自身の強いリーダーシップを求める。誤解を解消するためには、普及啓発のための印刷物をつくるなど工夫していただきたい。

○猪原副会長：

確かに子どもの権利条約自体が分かりにくい。例えば意見表明権。わからないままに議論が進められている。

○森田会長：

結論が出たことについては、市民に提示することも行政の責任として必要。専門家が集まり真摯に議論をしてきたものである。しっかり議論をしていただきたい。

子供と大人の関係はどうあるべきなのか、この自治体としてそれをどう考えるのか。合意形成に向けて、議会も大人も勉強していただき、議論をしていくことが必要。

○猪原副会長：

一般の人にとっては、突如条例ができて有用性があるのかということ。有用性をアピールすることが必要。子供に対する指針、ガイドライン、枠組みができることが非常にメリットである。それによって子供施策の評価の基準ともなる。制度としてできるので、市長が変わっても継続性が出る。

権利についての理解が足りない。要綱には「おとなも子どもも権利について学ぶ」と書いてあるが、まさにそのとおりだ。条例ができるとこんなにいいことがあるということのアピールが必要である。

○森田会長：

条例をつくることで、西東京市の子供への関わり方を示そうとしている。示し方が悪いというのであればもう一度議論し、あるいは子供と議論をすることが必要である。

以上にて終了